

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	企画部情報政策課	
契約締結年月日	令和7年12月25日	
事 業 名	令和7年度地方公共団体情報システムの標準化・共通化対応委託業務（連携構築）	
業 務 の 概 要	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づくシステム改修に伴う連携構築。	
契約金額（税込）	16,500,000円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	株式会社日立システムズ中部支社	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること)	
	☒ 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	☐ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	☐ 第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	☐ 第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	☐ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	☐ 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	☐ 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業は、各事業者が標準仕様に準拠して開発したシステムを自治体が使用するものであり、標準仕様に準拠して開発したシステムを使用するに当たっては、標準システムでも現在の運用のまま業務が可能か、システムに合わせて運用方法を変えなければいけないかを明らかにする（Fit & Gap）必要がある。Fit & Gapを実施するに当たり、既存システムの保守事業者でないと現在の運用方法の把握ができない。また、情報システム標準化の移行に関するスケジュール、職員の負担、コスト面等を勘案すると、他の事業者では情報システムの標準化・共通化に係る事業を履行することができないため随意契約とする。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、企画部情報政策課です。